

質問と
答え

いやなことや困ったことが 起こった時には？

質問
1

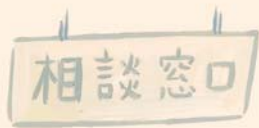
障害のことで差別されたら、
まずどうしたらいいのですか？

答え 役所に相談を受け付けてくれる
窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、
他の相談窓口を教えてください。

質問
2

差別した会社・お店などは、
どうなるのですか？

答え 会社・お店などの場合は、
障害のある人にどんな対応をしたか
役所に報告するように求められたり、
差別をしないように注意をされることがあります。



質問
3

近所の人から差別的なことを
言われました。その人は
罰を受けないのでしょか。

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、
役所や会社・お店などによる差別です。
この法律が、一人ひとりのすることや
考えを罰することはありません。
障害のある人への差別がなくなるよう、
国や都道府県または市町村は、障害や障害の
ある人について、国民が理解を深められるような
取組をしなければなりません。

質問
4

この法律はいつから
スタートするのですか？

答え | 平成28(2016)年4月から始まります。



内閣府

問い合わせ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>
協力: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 / ピープルファースト北海道